

託送供給等業務に関する情報取扱基準

平成29年 7月 1日 (制 定)

平成30年12月20日 (第5回改正)

ネットワーク企画室

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 託送供給等業務関連情報管理責任者	2
4. 電気供給事業者等との対応窓口	2
5. 情報取扱いの基本ルール	2
6. 託送供給等業務を行う者と小売部門または発電部門との連携業務	3

託送供給等業務に関する情報取扱基準

1. 目的

この基準は、電気事業法第23条および『適正な電力取引についての指針』（公正取引委員会、経済産業省）にもとづき、当社と他の電気供給事業者との公平性を確保することを目的に、託送供給等業務にかかわる情報の取扱いに関して、基本的な事項を定める。

2. 用語の定義

この基準における用語の定義は次による。

(1) 託送供給等業務

託送供給および電力量調整供給の業務をいう。具体的には以下のとおり。

- ・ 託送供給および電力量調整供給に関する、送配電系統への系統連系に必要となる設備工事の検討・計画・実施
- ・ 送配電系統の保守・運用
- ・ 託送供給および電力量調整供給の契約締結など

(2) 送配電等業務

託送供給等業務およびその他の変電、送電、配電に係る業務をいう。

(3) 送配電部門

送配電等業務を行う業務機関または部署をいう。

(4) 関連部門

上記送配電等業務を遂行するにあたり適宜必要となる、以下の業務を行う業務機関または部署をいう。

- ・ 業務全般における法規業務
- ・ 検討料・工事費負担金・託送料金等の申受けを確認する業務
- ・ 設備工事における資材発注・請負付託を行う業務

(5) 小売部門

当社の電気の販売営業活動、契約等および卸電力取引市場における供給力の調達・販売等の業務を行う業務機関または部署をいう。

(6) 発電部門

当社の発電設備にかかわる業務（離島における発電業務を除く）を行う業務機関または部署をいう。

(7) 給電指令機関

給電指令業務を分掌する送配電部門内の個所であり、中央給電指令所、系統給電指令所、制御所、電力センター制御所、および佐渡電力センター発変電課をいう。

(8) 電気供給事業者等

託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者を含む）、その需要者およびその発電者（事前相談の段階の者を含む）をいう。

(9) 関連情報

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者等に関する情報をいう。

3. 託送供給等業務関連情報管理責任者

託送供給等業務関連情報管理責任者は、送配電カンパニー長がこれにあたり、本基準の遵守状況を管理する。

4. 電気供給事業者等との対応窓口

- (1) 電気供給事業者等との対応窓口は、ネットワークサービスセンター、給電指令機関とする。
- (2) 系統連系の設備工事の実施にかかわる詳細な協議のためなど、託送供給等業務の効率的実施の観点から、ネットワークサービスセンターが必要と判断し、電気供給事業者等の合意を得られた場合は、上記以外の託送供給等業務を行う個所が、電気供給事業者等との対応窓口を適宜担当できるものとする。

5. 情報取扱いの基本ルール

- (1) 託送供給等業務に関して知り得た電気供給事業者等の情報を、当該業務の目的以外に利用し、または提供してはならない。
- (2) 託送供給等業務を行う者は、以下の基本ルールに従い業務を遂行する。
 - a. 関連情報を小売部門または発電部門に提供してはならない。ただし、託送供給等業務の遂行上、小売部門または発電部門に提供せざるを得ない場合は、電気供給事業者等の名称など特定する必要の無い情報を符号化する。
 - b. 特に、託送供給契約あるいは電力量調整供給契約の成立の前までは、電気供給事業者等に関する情報について、以下のとおり取り扱う。
 - (a) 電気供給事業者等からの事前検討申込み等の際に、契約者（申込者）に関する情報についてはネットワークサービスセンター限りとし、需要者および発電者に関する情報については送配電部門限りとする。ただし、託送供給等業務の遂行上、ネットワークサービスセンター以外の送配電部門に契約者（申込者）に関する情報を、関連部門の個所に契約者（申込者）、需要者および発電者に関する情報を提供せざるを得ない場合は、必要とする最小限の範囲にとどめる。
 - (b) 事前検討の打合せ等の際、ネットワークサービスセンター以外の送配電部門および関連部門がやむを得ず、託送供給等業務の遂行上、契約者（申込者）に関する情報を知り得る場合には、当該部門は、社内文書を作成する際、特定する必要の無い情報を符号化するなどして対応する。
 - c. 送配電部門および関連部門は、関連情報が記載された文書・データを厳重に保管し、送配電部門および関連部門から小売部門または発電部門への関連情報の伝達および部門間の関連情報の共有（例として、社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を厳格に管理する。
 - d. 関連情報のうち公知の情報、法令上必要とされる情報、ならびに託送供給等業務の効率的な実施を可能とする観点から、電気供給事業者等の合意を得られた情報は、本条(2)-a、(2)-bおよび(2)-cのうち、全部または一部の取扱いを行なわないことができる。
- (3) 情報管理の物理的対策
送配電部門と小売部門および発電部門とは、別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。

6. 託送供給等業務を行う者と小売部門または発電部門との連携業務

- (1) 託送供給等業務を行う者は、小売部門または発電部門の業務を行ってはならない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等における復旧に係る業務等、業務運営の効率性が著しく阻害されることになる場合には、この限りではない。
- (2) 小売業務または発電業務を行う者は、託送供給等業務を行ってはならない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等において、小売業務または発電業務を行う者が事故対応業務を行う場合はこの限りではない。また、託送供給等業務を行うために必要な場合で、当該電気供給事業者等から小売業務または発電業務を行う者が当該業務を行うことについて同意が得られたときもこの限りではない。